

速 報 第 4030 号 R 7 . 12 . 9 発 行 総 務 課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	7 年 ・ 4 定 予算特別委員会 12 月 9 日	質 問 者	丸山 はるみ 委員 日本共産党 (小樽市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
一 自殺対策等について (一) 道内の状況について 近年子どもたちを取り巻く状況は深刻で、不登校35万人、いじめの認知件数74万人と報告され、さらに2024年の児童生徒の自殺者数は全国で529人となり、調査開始された1980年以来、過去最多となっております。全世代では減少傾向である自殺件数ですが、児童生徒の自殺件数が増加しており500人を上回ったのは3年連続ということです。特に中高生の女子の自殺者が増加していることですが、道内の児童生徒の自殺者数について校種別に加え男女別にその人数を伺います。		(生徒指導・学校安全課長) 道内の児童生徒の自殺者数についてであります、道警察の資料によると、令和4年は、高校生13名、中学生5名で、男女別では、男子7名、女子11名、令和5年は、高校生13名、中学生10名、小学生2名で、男女別では、男子8名、女子17名、令和6年は、高校生と中学生がいずれも12名で、男女別では、男子6名、女子18名となっています。		生徒指導・学校安全課
(二) 一般市販薬の乱用について 全国の傾向と同様に道内も女子の自殺者数が、増加していることですが、若者の自殺の背景にあるもののひとつに市販薬の乱用があるということです。依存症治療の第一人者である、国立精神・神経医療研修センターの松本俊彦先生が行った「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患調査」というのがあるんですけど、昨今の10代の薬物乱用患者数の多くが違法薬物ではなく、この一般市販薬を利用しているということなんですけれども、道教委の認識を伺います。		(生徒指導・学校安全担当局長) いわゆるオーバードーズについてであります、近年、若年者の大麻等違法薬物の使用等が増加している一方、一般用医薬品の過量服薬、いわゆるオーバードーズによる健康被害が増加していると国の資料に示されており、子どもたちを取り巻く薬物乱用に関わる現状は、大変憂慮すべき状況と認識しています。		生徒指導・学校安全課 (健康・体育課)
(三) 薬物乱用防止教育について 一般薬物の乱用、今、オーバードーズとおっしゃっていただきましたけれど、繰り返すうちに健康被害を引き起こしたり、あるいはやめられなくなったりするという恐れがあるということです。先ほど言った松本先生は、市販薬の過剰摂取というのは、これまで問題になってきた非行だったりとか逸脱行為ではなくて、子どものSOSだと捉えてほしいということでした。現在道内の学校で行われている薬物乱用防止教育というのがありますが、この内容について伺います。		(健康・体育課長) 薬物乱用防止教育についてであります、児童生徒にとって、薬物の乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態などによっても助長されるものであることから、各学校における薬物乱用防止教育では、薬物の乱用などの行為が心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となることなどについて理解を深めることに加え、これらの行為には個人の心理状態などが影響することから、悩みや孤独感を感じたときは、信頼できる身近な人などに相談することなどを指導しています。		健康・体育課
(四) SOSの出し方教育について 先ほども申し上げたように、特にオーバードーズについては子どもたちが困っているにも関わらず、それをうまく表現できないということが、そのきっかけになっているということに注目していただきたいということで、2017年に改正された「自殺総合対策大綱」においてはSOSの出し方に関する教育の推進が求められています。道教委では児童生徒の自殺の原因・動機をどのように分析しているのか伺います。また、道の自殺防止教育は児童生徒のどのような力を伸ばすことを目標に取り組んでいるのか、伺います。		(生徒指導・学校安全課長) 児童生徒の自殺の原因等についてであります、文部科学省の「生徒指導提要」においては、児童生徒の自殺の原因・動機は特定が難しいとされており、道教委としても、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているものと考えています。 なお、「生徒指導提要」では、特定された原因等の中で、小学生では「しつけ・叱責」などの「家庭問題」、中学生では「家庭問題」に加えて、「学業不振」などの「学校問題」の比率が高いという特徴があり、高校生では、中学生同様、「進路に関する悩み」などの「学校問題」の比率が高いという特徴があると示されています。 また、道教委は、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うことを目標に自殺予防教育に取り組んでいます。		生徒指導・学校安全課
(五) 子どもたちのSOSを受け止める重要性について その児童生徒の助けを求める声をですね、周りの大人がやはり的確に受け止めるということが大変重要ではないかというふうに思います。対応に当たっては、子どもの権利条約を念頭に置くべきだというふうに考えます。差別されない権利、最善の利益を考慮してもらふ権利、生きる権利、育つ権利、いのちを大切にされる権利、他にもいっぱいありますけれど、こうした権利が、子ども自身の意志が大切にされる権利があります。こういったことの認識を伺うとともに、道教委では学校教育や家庭教育に関する悩みなどについて児童生徒や保護者が利用できる相談窓口を設け		(生徒指導・学校安全課長) 児童生徒のSOSを受け止める体制についてであります、学校においては、子どもの人権の尊重等を目指した「児童の権利に関する条約」を踏まえ、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切に教育を行うことが求められており、自殺予防の取組を進めるに当たっては、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切であり、児童生徒の言葉や表情、態度などから発せられるSOSに気付くことのできる校内体制を整備することが必要です。		生徒指導・学校安全課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
ています。利用状況について併せて伺います。 (六) 相談窓口の周知について 「SNSを活用した相談事業」についてなんですが、事前に提供された資料によると周知用カードを配布した7月にアクセスが伸びていると思います。年を追うごとに年間のアクセス数が減少しているのはちょっと心配ですけど、カードが配布されたあと、児童生徒が持ち続けるかということについては、個人に委ねられています。ただ、心配事や悩みというのは、いつ起きるか分かりませんから、必要なときに相談窓口アクセスできるように、こうしたカード類の配布の頻度を増やすとか、目につく場所に張り出したり、校内等でいつでも手に取れるようにしておくなどの工夫を求めますが、いかがでしょうか。 (七) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談実績について 児童生徒の悩みや困りごとの相談先として、スクールカウンセラーやあるいはスクールソーシャルワーカーがいますけれど、振興局ごとの人数、ひとりが担当する学校数を伺うとともに、直近の相談件数の実績についても伺います。 (八) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの処遇改善について 相談したいという要望には全部応えられているというふうにお聞きしておりますが、例えばスクールカウンセラー空知20名で2,000件を超える御相談に対応しているとか、あるいは一人当たりの平均担当学校数が6校、あるいは十勝では11校ということですから、そしてスクールソーシャルワーカーについては、16名が道内をカバーしているということですから、なかなか大変な状況なのではないかと思うわけです。責任の重い業務を担っているわけですが、児童生徒と日常的に接する状況であるかということについては、大変危惧されるところです。そういう中で、相談相手に選ばれるということについて不利ではないでしょうか。また、その処遇は会計年度任用職員であり、不十分だというふうに考えますが、見解を伺います。 (九) 必要な支援につなげることについて 児童生徒からの相談によってですね、虐待や経済的な困難、あるいは家族に福祉的な支援が必要など学校だけでは対応しきれない事例を把握した場合には、各自治体の福祉部門等と連携する仕組みは構築されているのか伺います。	また、道教委が設置している相談窓口における令和6年度の相談実績は、子ども相談支援センターが2,317件、SNSを活用した相談事業が314件、おなやみポストが404件となっています。 (生徒指導・学校安全課長) SNSを活用した相談窓口の周知についてですが、道教委では、年度始めや夏・冬休みなどの長期休業前に、札幌市立学校を除く、公立学校の中・高生とその保護者に対してリーフレットを配付するとともに、7月には、中・高生に直接カードを配付するほか、道教委のホームページに子どもに関する相談窓口のページにリンクするバナーを設けるなど、SNSを通じた周知を図ってきており、今後もリーフレットの掲示場所の工夫等について各学校に働きかけ、児童生徒が必要なときにいつでもSNS相談窓口アクセスできるよう取り組んでまいります。 (生徒指導・学校安全課長) スクールカウンセラー等による相談についてですが、道教委では、令和6年度にスクールカウンセラーを、延べ285名任用しており、管内ごとの人数と一人当たりの平均担当学校数、相談件数は、空知が20名で6校2,212件、石狩が66名で2校5,570件、後志が19名で5校1,925件、胆振が26名で4校2,908件、日高が16名で2校448件、渡島が25名で5校1,963件、檜山が9名で3校192件、上川が33名で6校3,261件、留萌が4名で5校294件、宗谷が11名で6校649件、オホーツクが20名で5校2,109件、十勝が13名で11校2,442件、釧路が18名で5校1,563件、根室が5名で9校488件となっています。 また、スクールソーシャルワーカーは、16名を任用し、要請があった学校へ派遣しており、管内ごとの人数と相談件数は、空知が5名で34件、石狩が5名で89件、後志が3名で7件、胆振が4名で10件、日高が3名で5件、渡島が3名で7件、檜山が3名で4件、上川が4名で25件、留萌が3名で8件、宗谷が3名で2件、オホーツクが3名で4件、十勝が3名で20件、釧路が3名で8件、根室が3名で1件となっています。 (生徒指導・学校安全担当局長) スクールカウンセラー等の任用についてですが、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に当たっては、国の補助事業を活用し、会計年度任用職員として任用しており、各学校においては、スクールカウンセラー等の配置のねらいやその職務、専門性等について、全ての教職員が理解し、組織の一員として効果的に活用されるよう、スクールカウンセラー等と教員とが緊密に連携して学校の教育相談体制づくりに取り組んでいるところでございます。 道教委といたしましては、スクールカウンセラー等の配置の充実に向け、引き続き、都道府県教育委員会連合会とも連携し、国に対して、スクールカウンセラー等の教員定数化を含め、必要な財政措置を要望してまいります。 (生徒指導・学校安全担当局長) 児童生徒への支援についてですが、児童虐待等による専門的な支援が必要な児童生徒に対しては、各学校において、学級担任や養護教諭と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家がチームとなって連携し、児童生徒一人一人の家庭環境を踏まえ、心身の健康状況や、学習状況等についての的確なセ	生徒指導・学校安全課 生徒指導・学校安全課 生徒指導・学校安全課 生徒指導・学校安全課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
(十) 子どもの権利条約に沿った取り組みについて まあ、その仕組みがきちんと機能することが大事だなと思っています。10代の子どもの自殺数が増加していること、誰にも相談できずに苦しさを紛らわすためにオーバードーズをする子どもたちが増えていることについては彼らを取り巻く環境が大変厳しいということの現れではないでしょうか。学校を児童生徒が気兼ねなく心配事や悩みを口に出せるような場所とするために、道教委としてどのように取り組むのか、最後に教育長に伺います。	スメントを行い、児童相談所や市町村福祉担当部局等の関係機関に確実につなげる支援を行っているところでございます。 また、学校、児童相談所、医療機関等の関係者が参画するケース会議において対象児童生徒の情報を共有し、必要な支援を進められる体制の下、児童生徒の実情に応じた支援の充実に努めております。 (教育長) 今後の取組についてであります、如何なる事情であれ、未来ある児童生徒が自ら命を絶つようなことは、決してあってはならないものでございます。 このため、道教委では、各学校に対し、1人1台端末等を活用した心の健康観察などによりSOSの早期把握に努めることや実効性のある教育相談体制を構築することなどについて指導いたしますとともに、24時間受付の電話やメール相談、SNSによる相談窓口等を開設し、特に児童生徒が不安を抱えることの多い進学・進級の時期や長期休業時などには、繰り返し周知してきているところでございます。 今後も、こうした取組に加え、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育などにより、児童生徒自身が心の危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談する力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出し、相談することのできる環境整備を一層進めてまいります。	生徒指導・学校安全課
二 教員の働き方改革等について 今定例会で、教職員の給与をはじめ様々な手当等についての変更が提案されています。引き上げになる部分については歓迎するところですが、それ以外の変更点について、本当に教職員のためになっているのか、いささか疑問があります。 そこで以下質問してまいります。		
(一) 複式学級手当の廃止について 多学年学級の手当が廃止される条例案が提出されていますが、廃止によっていくらの減額となるのか。また、なぜ廃止されることになったのか、伺います。	(教職員事務課長) 多学年学級担当手当の廃止についてであります、この手当の廃止に伴い、令和8年1月より月額6,090円が支給されなくなります。 国では、学級担任に義務教育等教員特別手当が加算されることになり、複式学級の担任にも支給されることから、義務教育等教員特別手当の加算措置により処遇することとして多学年学級担当手当を廃止したところです。	教職員事務課
(二) 複式学級担当教員の業務内容について この複式学級を受け持つ先生方の業務内容に何か変化はあるのでしょうか。	(教職員事務課長) 業務内容についてであります、複式学級を担当する教員の業務内容に変化はありません。	教職員事務課
(二) -再1 複式学級担当教員の業務内容について 変化がないということであれば、手当の廃止は実質的な減給となるのではないのでしょうか。道教委として、この減給分の補填はどのように考えているのですか。	(教職員事務課長) 手当の廃止への対応についてであります、業務内容に変化はないため、今回の法改正に伴う教職調整額が5%となることに伴う給料の増加や義務教育等教員特別手当の学級担任に対する加算措置を考慮して現状の水準を下回らないよう、令和8年中は経過措置として支給することとしました。	教職員事務課
(二) -再2 複式学級担当教員の業務内容について そもそも今おっしゃった教職調整額の見直しというのは、長時間労働が問題になって、教員の時間外手当をどうするのかという議論の中で得られた結果ですから、今回、多学年学級担当手当が廃止されることの補填に、そもそも使われるものではないというふうに思うわけですけど、説明いただいた補填のうち、道独自で出す1年間限定の1,500円というのがありますが、これを除いた教職調整額の段階的引上げは、全教職員が対象となるものと認識していますけれど、複式学級担当教員は現行の調整額の対象外となっていたのでしょうか。	(教職員事務課長) 手当の対象についてであります、教職調整額の引上げは、複式学級の教員も対象となっております。	教職員事務課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
(二) -再3 複式学級担当教員の業務内容について 複式学級の業務、負担はそのままに手当は廃止する、ということですから、教職員のモチベーションがこれで保てるというふうにお考えでしょうか。	(教職員事務課長) 教員の処遇改善についてであります。今回の給特法の改正は、高度専門職にふさわしい処遇の実現と職務や勤務の状況に応じた処遇の実現のため、教員の給与体系全体を考慮したもので、教職調整額の水準が改善されることに加え、教員個人の給与全体で見た場合、給与水準は上がることから、教員の処遇改善につながるものと考えています。	教職員事務課
(二) -再4 複式学級担当教員の業務内容について ちょっと複雑なんですけれど、結局もろもろの手当を含めて給与全体で給与水準が上がるというふうにおっしゃっていると思いますが、しかし、きちんと評価されているのかという感はあると思うんですね。少なくとも、教員加配をより推進して、複式学級解消をはかるべきだと、私思うんですけれどもいかがでしょうか。	(教育政策課長) 複式学級の解消についてであります。複式学級を含めた道の学級編制基準については、いわゆる義務標準法に準拠して定めておりまして、複式学級編制の解消を図るためには、国の定数改善が必要と考えております。 道教委といたしましては、今後とも国に対して複式学級の解消のための定数改善を強く要望してまいります。	教育政策課
(三) 義務教育等教員特別手当の縮減について 複式学級手当と同様に、義務教育等教員特別手当の3分の1が縮減されると聞いています。金額にしてどれほどになるのか。そして、これまで手当をもらっていた教職員の仕事内容に変化はあのでしょうか。	(教職員事務課長) 義務教育等教員特別手当についてであります。今回の法改正により、給与の0.5%に相当する部分が縮減され、給料の号俸により金額は異なりますが、最低で700円、最高で2,400円縮減されます。 また、教員の仕事の内容に変化はありません。	教職員事務課
(三) -再1 義務教育等教員特別手当の縮減について 先ほど申し上げた多学年学級担当手当と同様に、仕事の内容には一切変化がない中で、それにも拘わらず縮減されるその理由を伺います。	(教職員事務課長) 義務教育等教員特別手当についてであります。今回の法改正は、国は教員によって業務の内容や負荷が様々である中、職務給の原則も踏まえ、職務や勤務の状況に応じていく必要があり、教員の給与体系全体を考慮したもので、義務教育等教員特別手当の一律に支給する部分に加えて、学級担任への加算を行うものとしています。	教職員事務課
(三) -再2 義務教育等教員特別手当の縮減について 義務教育等教員特別手当の加算で、学級担任への加算をする、その部分が3,000円加算だというふうに承知しておりますが、複数担任制学級では担任数の均等割という可能性も聞いているんですね。そうなった場合は加算される額よりも、補填される額が少なくなる、ということになるんじゃないかと思うんですけれど、伺います。	(教職員事務課長) 複数担任制学級における均等割の考え方についてですが、義務教育等教員特別手当の加算については、現在支給対象範囲について検討中です。	教職員事務課
(意見) そもそも業務内容が変わらないのに、減額されるということが不当だな、というふうに私考えておりますので、今、検討中ということですが、該当の方には、満額の手当をしていただきたいというふうに思います。		
(四) 手当の縮減・廃止による教員間の格差について これまで、各手当の縮減及び廃止での金額、影響について確認してまいりましたが、いずれも教職員にとってプラスになる要素はないというふうに感じています。手当の縮減・廃止によって教職員の間で、都市部地方部といった勤務場所だけでない格差が生まれるのではないのでしょうか。そうした格差は解消していく必要があると考えますが、道教委としてどのように考えていますか。	(教職員局長) 教員の給与についてであります。この度の給特法の改正に関して、国は、その目的として教員の高度専門職としての職責にふさわしい処遇の実現を掲げており、教職調整額の段階的な引上げを行うとともに、職務や勤務の状況に応じた措置として義務教育等教員特別手当の学級担任への加算措置などの見直しを行ったものと承知しております。 義務教育等教員特別手当の加算につきましては、現在支給対象範囲について検討中でございます。	教職員事務課
(五) これからの教職員の働き方について これからの教職員の皆さんの働き方についてですけど、少子化が年々進んでいる一方、学校教育に求められる要素は年々増加をしているのではないのでしょうか。そうした教育の専門家である教職員が安心して、働き続けようと思える環境を整備していくことは、道教委の重要な役割だと考えています。国言いにに唯々	(教育部長) 教員等の働き方についてであります。全ての子どもたちへのよりよい学びを実現するためには、その直接の担い手である教員が「働きやすさ」と「働きがい」を感じられる環境づくりが大変重要であると認識しております。	教職員課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
諾々と手当を縮減し、格差を拡大させるのではなく、道教委独自に減額の影響を抑え、教員を増やし、安心して働き続ける職場を作っていくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。 (意見) 先生たちの働き方については、長時間労働が大きな議論になったことからですね、大変厳しい、そして子どももそして保護者からも先生忙しそうだね、と言われることが未だ解消されていないのではないかなというふうに思います。先ほどのオーバードーズの事もそうですけれど、子どもたち、なかなか相談できないという中で、家庭もそうですけど、学校も大切な居場所ですね。その学校で先生に遠慮して、もし相談できないというようなことがあるのであれば、やはりそれは解消していかなければならない。ということで、加配もですね、是非、強く要望していただきたいと思いますし、そして働きがいを感じられるような処遇の改善も是非求めているといただきたいと思いますということをお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。	道教委といたしましては、この度の給特法の改正につつきましては、全体としては、教員の処遇改善につながるものと考えており、多学年学級担当手当の廃止については、その影響緩和に向け、経過措置を設けることとしたところでございます。 今後とも、働き方改革の着実な推進のほか、定数改善や広域分散型の本道の事情を踏まえた支援を国に要望するなど、教員が生き活きと子どもたちと接することにより、やりがいを感じながら、働き続けることができる環境づくりに取り組んでまいります。	